



# 熊本県公報

号外 第36号  
令和8年(2026年)  
7月1日(水)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（デジタル戦略推進課） 1

## 規 則

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月1日

熊本県知事 木 村 敬

### 熊本県規則第31号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則（平成27年熊本県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の当該認定を受けた者の就学に要する経費を負担すべき者をいう。」に改める。

第3条中「保護者等」の次に「（学校教育法第16条に規定する保護者その他の当該生徒等の就学に要する経費を負担すべき者をいう。第20条において同じ。）」を加える。

第4条中「（昭和22年法律第26号）」を削り、「保護者等」の次に「（同法第16条に規定する保護者その他の当該生徒の就学に要する経費を負担すべき者をいう。）」を加える。

第9条中「保護者等」の次に「（学校教育法第16条に規定する保護者その他の当該生徒等の就学に要する経費を負担すべき者をいう。第22条において同じ。）」を加える。

第10条中「保護者等」の次に「（学校教育法第16条に規定する保護者その他の当該生徒の就学に要する経費を負担すべき者をいう。）」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。